

公示

ご存知ありませんか？

下記の組合員を探しています。

ならコープでは2002年度から厚生労働省の指導により「所在不明組合員の整理と手続きに関する規約」に基づき、「みなし自由脱退」の手続きをおこなっています。この規約は、組合員本人から住所変更の届け出がなく、ならコープの調査によっても長期にわたって所在が確認できない組合員を、定款第10条第2項の脱退予告があったものとみなして脱退処理をおこなうものです。

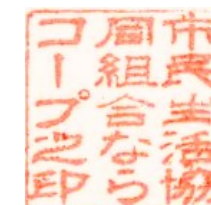
2024年度は2021年度から3年間に一度もご利用がなく、かつ、増資・減資・住所変更がされていない組合員987人が長期所在不明組合員の「みなし自由脱退」手続き対象となりますので公示します。(2025年2月1日～2025年3月1日)

公示期間をすぎても住所の確認ができなかった組合員については、理事会の確認を経て3月末日をもって、「みなし自由脱退」手続きをおこない、手続きの結果については第53回通常総代会に報告します。

手続き後に、本人からの申し出などによって住所および資格の再確認ができた組合員は、ただちに再加入手続きをおこない、組合員として資格を復活し、出資金はそのまま引き継ぐとともに、その間の出資配当相当額（源泉税相当額を除く）についてもお支払いします。

長期所在不明組合員の氏名・登録住所などは各事業所・各店サービスコーナーに名簿を備えております。下記の方々にお心当たりのある方は、ご連絡いただけますようよろしくお願い申し上げます。

市民生活協同組合ならコープ



長期所在不明組合員名(敬称略:市町村・氏名のアイウエオ順)】